

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 14 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

戸籍法の一部改正により新たに開始される戸籍謄本等の広域交付、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められた手数料の額に準じて徴収したいので、開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例

開成町手数料徴収条例（平成 12 年開成町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(種類及び金額) 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。		(種類及び金額) 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	
種類	金額	種類	金額
(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u>	1 通につき 450 円	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスク等をもって調製された戸籍の全部若しくは一部を証明した書面</u>	1 通につき 450 円
の交付手数料		の交付手数料	
(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 350 円	(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 350 円
(2) の 2 <u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。))により戸</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円</u>	(新設)	

改正後		改正前	
<p><u>籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u></p>			
<p>(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は<u>除籍証明書</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の交付手数料</p>	<p>1通につき 750 円</p>	<p>(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク等をもって調製された<u>除かれた戸籍の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付手数料</p>	<p>1通につき 750 円</p>
<p>(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明</p>	<p>証明事項 1 件につき 450 円</p>	<p>(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明</p>	<p>証明事項 1 件につき 450 円</p>

改正後		改正前	
書の交付手数料		書の交付手数料	
<u>(4)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</u>	(新設)	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。